

「子どもの日」の社会史試論

首藤 美香子

1. 本研究の目的

「子どもの日」は、1948(昭和23)年7月20日に公布・即日施行された＜国民の祝日に関する法律第178号＞において、5月5日の端午の節句を「子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」日に規定したことにはじまる。ここで興味深いのは、この法案可決までの5ヶ月間、衆参両院文化委員会で集中的になされた審議では、母親や女性のための祝日を設けようとする声に比して、子どものための祝日が必要だとする積極的な意見は少なく、「子どもの日」制定にあたっては戦前の児童愛護運動の推進母体からの請願が後押しとなったこと、年間の祝日の配置を見通した上で、季節感や地方の気候条件、学校の学期、憲法記念日との関係から、法案提出直前になって幾つかの候補の中から消去法で5月の節句がふさわしいという結論に達したことである¹。1949年の第一回「子どもの日」は、同年3月に結成された「子どもの日」中央協議会が運営母体となり、児童福祉週間の一環として「あの子もこの子もみんなの子」を標語に、国民の児童福祉に対する意識を鼓舞するための国旗掲揚、子供祭の実施、母への感謝を示す家庭行事の実施、記念植樹、記念切手発売・菓子配布等が行われた²。当時の新聞報道からは、子どものためによりよい社会を築いていこうという強い決意と熱気が伝わってくるが³、それは「子どもの日」自体が5月の連休に埋没してしまい、「子どもにとって特別な一日を設けたい」という企画が一般に減る傾向がみられる近年の「子どもの日」とは対照的なものと思われる。

ところで、世界に目を転じてみると、主要先進国の祝祭日は宗教行事と政治的な記念日に根ざすものが多く、日本のように「子ども期」の「より良い」成長・発達を社会全体で支援しようとリーガルホリデーを制定している国は中国・韓国以外ない⁴。ただし、中国の児童節(6月1日 14歳以下の祝日の対象)は「世界子どもの日(11月20日)」にちなんで制定されたものであり、韓国の「子どもの日」(5月5日)はその着想において日本統治下の子ども文化の影響が否定できないとはいえるが、端午節との関係は不明である。ここで重要なのは、中国・韓国では古代から現代においても端午節は節句行事のひとつに過ぎず、男児の無事な誕生と立身出世を祈願する生育儀礼との親和性は見られないという点である。

したがって、日本の子ども観の歴史とその独自性を探索するうえで、端午節と子どもの生育にまつわる習俗、そうした伝統文化が第二次大戦後に新憲法の精神の下で性別・年齢・地域・階層の区別なく全ての子どもの人格の尊重と幸福の実現を誓う「子どもの日」制定に接合される経緯、さらに戦後70余年間における「子どもの日」の祝われ方および人々の「子どもの日」に対する認識の変化を検証することは、有意義な取り組みだと考えられる。そこで、本研究ではその第一歩として、1948年の「子どもの日」制定までの前史を古代まで遡り端午節との関係性から検証し、日本の子ども観の固有の道程を長期的な時間軸のもと文化社会構造の変化の位相から多角的に解明することを目的とする。

2. 先行研究の批判的検証

「子ども」が「大人」から分離され、「教育と保護」の対象として認識され、「子ども中心主義」の思想と実践が登場してくる過程を、産業構造の転換や都市化、家族形態の変容、学校教育制度の整備、医療技術の進展という文化社会構造の変化の位相から実証的に示したPh.アリエスらの社会史研究以降、「子ども期」を社会的構築物と仮定し、大人と子どもの間にどのような「差異」が「発見」されたか、「子ども期」に付与された特別な意味と価値を学際的に探究しようとする試みが、欧米のChildhood Studiesを中心になされてきた⁵。しかし残念ながら日本では、Childhood Studiesの成果を積極的に取り入れ、日本独自の子ども観の歴史を研究する取り組みが今日まで十分に発展してきたとは言い難い⁶。ましてや、子ども観を探求する鍵として、端午節をはじめとする生育儀礼やリーガルホリデー「子どもの日」が学術的テーマとして注目される機会はほとんどといってなかつた。

児童福祉に関する一般的な理解では、「子どもの日」の前身を、1925年12月の中央社会事業協会主催・全国児童保護事業会議による全国一斉の「乳幼児愛護デー」の実施決定（第1回目は1927年に実施）および1931年以降に続く「乳幼児愛護週間」に置いてきた⁷。戦前になされてきた児童愛護と母性教育の啓蒙宣伝のための各種行事は、終戦直後の1947(昭和22)年5月5日には復活し、第一回「児童福祉週間」と名称が変わる。これら戦前・戦後を通じた一連の事業に携わった社会事業/児童福祉関係者が、戦後の「子どもの日」の制定に尽力し、児童保護週間の付帯事業のひとつとして「子どもの日」の実施に尽力したとされる。しかしながら、戦前の児童愛護運動は、欧米列強に対抗する「心身ともに強健な子どもの育成」すなわち「将来の強兵の養成」を国家的課題に掲げ、「国力」の指標とされた乳児死亡率を低減するために、一般大衆の子どもの養育方法と生活を科学的・合理的に改変する必要に迫られるなかで展開されたプロパガンダであり、その理念や方法において、戦後の「子どもの日」が何を継承し、どこを刷新したか、「子ども観」の比較という観点からの詳細な分析はほとんどない。ここで見られる児童愛護運動と「子どもの日」の関係性は子ども観の歴史研究においては重要なテーマと考えられ、たとえば大正期に発

掲した「子どもの権利」意識が、戦後の児童福祉行政や児童憲章の制定にどう継承されたのか、という問題とも絡めて精密に追究されなくてはならないと思われる。

「子どもの日」に関する研究としては、「子どもの日」の社説の分析を通し、1950年代から近年まで子どもに向けられた視線がどのように変化したか、子どもと大人の関係史を読み解く試みが、わずかながらなされている⁸。佐々木(1994)は、戦後日本の歴史のなかで、メディアが示す子どもの幸福を具現化する方策のあり様とその展望は、その時代時代の世相の動きを反映しているとの仮説を立て、1949年から1993年の45年間、朝日新聞に掲載された5月5日の社説の目次・キーワード・法律に注目し、10年ごとに時期区分して変化を追った。その結果、1990年代以降は社説内容に深化が見られ、子ども理解において既成の論理や枠組みでは対応するのが困難な状況にあるという認識に基づき、親や大人の意識的な自己改革と行動を求めるメッセージが前面に出てくる経緯を捉えた。それに対して船津丸(2006)は、経済の観点からみた「子ども像」に焦点を絞り、1953年から2004年までの日本経済新聞の社説を追い、同紙が長期的視点に立って一貫した主張を展開しているのではなく、目先の事から子どもに生き方を求めているに過ぎず、「子ども」と「大人」の距離はますます乖離してきていると警告を発している。両者が、戦後における子ども観の変容を探るために新聞の社説を題材とした点は意義あると思われるが、二社の新聞記事の論点の変化を表面的に追ったものにすぎない。よって、上記二つの社説分析を踏まえ、戦後の出産・育児・保育・教育をめぐるコンテクストのなかで新聞というメディアが社会的にどんな役割を担いながら戦略的に何を発信し続け、それを読者/視聴者がどう受信したのか、記事の内容ではなく、メディアのテクストが生産され経験され変容されていくダイナミズムおよびテクストと読者/視聴者の間のインターラクティブな関係性を解明した上で、子ども観の変化を読み解く必要あると思われる。

3. 本研究の課題と方法

以上、先行研究の批判的検証によって抽出された課題の解明および戦後の「子どもの日」をめぐる言説と実践の把握が「子どもの日」の史的分析において不可欠な課題であることが判明した。しかし、その作業の前提として、歴史地理的に視野を拡大し、端午節の東アジアにおける起源や日本への伝承とその後の展開の仕方、5月5日の端午節に「子どもの日」を制定するに至るまでの戦前の児童保護事業や児童文化の動向について基礎的な史実の確認を行うことこそが優先課題であると思われた。そこで本研究ではまず、端午節と「子どもの日」に関する主要な文献資料および先行研究の収集を行い、それら学際的に得られた知見を時系列的に整理する。特に端午節はどのような点において子どもと接点を見いだせるのか、節句行事を子どもの関係性から読み換え、端午節が「子どもの日」制定へつながる脈路はどのあたりにあるのかを探る。さらに、「子どもの日」はどのような歴史的

条件のもとで成立したのか、端午の節句行事と「子どもの日」の祝日行事に共通点や相違点があるかどうかを知るために、戦前の児童愛護運動について検証する。

本研究は、男児の生育にまつわる伝統的な習俗・文化が、子どもを保護・教育の対象とする近代的な子ども観の形成へとどう接合していくのか、子どもに対する認識の変化の諸相を長期的な視野で精緻に探るための基礎となるものである。端午節と「子どもの日」に関する歴史学・文学・民俗学・文化人類学・社会学・法学・美術史・比較文化等の各領域の研究成果を横断しながら、通史を概観することで、日本の子ども観の連続面と非連続面を解明するためには何が課題か、どのような文献・資料を発掘する必要があるか、どのような方法論が妥当か様々な点から検討し、今後の研究に向けた仮説的見通しを立てたい。なお、既存の史資料の検討に加え、本研究では新たに資料を発掘し分析を試みた。近代における節句行事に与えた商業資本の影響については今まで研究される機会が少なかったが、その点について、三越百貨店の広報誌をもとに子ども用品販売戦略から探る。

4. 端午節の由来と近世までの展開過程——節句行事と男児の生育儀礼の接合——

1) 中国・韓国における端午節

旧暦の5月5日に祭礼を行う端午節は古代中国に起源を持つもので、避邪防病の俗信や龍をトーテム信仰とする風俗、五穀豊穣祈願などに由来している⁹。

「端」は「初」の意味で、元来は月の最初の「午」の日を指す。十二支の「寅」を正月とする夏暦では、5月は「午」の月にあたり、「午」と「五」が中国語では同音<u>であることや、陽数の重なりを重んじたことから、3世紀の魏・晋以後、5月5日を特に「重五」「重午」「端陽」と呼び、各種の祭礼を行うようになったという。旧暦の5月は高温多湿の盛夏であり、悪疫や害虫の害が甚だしく、「悪月」とされた。そこで、この日には災厄や病疾を祓う節句行事を行う風習が生まれ、たとえば、薬草を摘み、門戸に艾^{よもぎ}で作った人形や虎、あるいは菖蒲で作った剣を門戸にかけ、鐘馗^{しょうき}の絵や五毒(サソリ、ムカデ、ヤモリ、ガマ、ヘビ)を喰っている虎の絵を張り、邪鬼の侵入を防いだとされる。また、その香気や薬生によって邪氣惡靈を祓うと信じられていた菖蒲、雄黃^{いおう}で作った酒を服飲する風習もみられた。子どもには、艾の葉や黒い桑の実を与える、雄黃酒で額に「王」の字を書き、朱砂を額や腹部に張って魔除けとしたという。さらには、紅糸や五綵の紐をひじに結びつける長命縷も、元来は端午節の避邪の呪物であったとされる。

ところで南方の水郷地帯が広がる長江流域では、端午節に、船首に龍の彫刻や飾り物をした龍船の競渡(ドラゴンレース)が行われるが、俗説によれば、それは戦国時代に楚の懷王に疎んじられ汨羅水に身を投じた屈原を弔い、その屍を掬い上げる「捞屍」が祭礼化したものである。競渡という娯楽的要素のほかに、龍をトーテム信仰とする吳・越族の「龍神」祭が、後漢以後中原文化との接触を通して広がったという説や、水死者の靈を慰

め同時に蛟龍水獣を鎮めて水害を防ぎ、雨を乞い五穀豊穣を祈願する「水の神」の祭に由来するという説などもある。

朝鮮では、旧暦の5月5日は「天中節」と呼ばれ、諸行事は、避邪の儀礼と祈豊的農耕儀礼の二つの系統に分かれる¹⁰。避邪の儀礼は中国の節句行事が宮廷を中心に上層部に受容され、その一部が民衆に伝わったとされ、天中赤符(端午符)を門に張り、菖蒲湯で洗髪し、女子は菖蒲の簪を頭に挿す。艾の葉を混ぜた車輪型の餅(スリチ)を食べ、艾や盆母草の薬草を摘む。一方、祈豊的農耕儀礼としては、現在までも各地で受け継がれている部落行事が行われ、なかでも石戦(石合戦)¹¹、相撲、女性が特設の長いブランコ(鞦韆)を楽しむクネトウイギという風習がよく知られている。

2) 「避邪防疫」の年中行事として日本へ伝来

日本では中国の影響を受け、端午節は避邪防疫の年中行事として古代より浸透していった¹¹。大化改新(645)年以後は5日に限定されていったよう、『令義解』(833年)には「5月5日を節句とせよ」との記述が確かめられるという。行事についてはたとえば、『日本書紀』(推古天皇19年5月5日条・720年)や『万葉集』から、この日に鹿を捕えて角を得、薬草を狩る「薬獵」が行われたことがわかる。端午の宮廷行事では、他の五節句の3月曲水宴や7月乞巧奠、9月重陽宴などと異なり、宮廷盛儀としての文学行事は特になされず、馬術を中心に馬弓(騎射)、打毬など勇壮な戸外の競技が展開され、武術面の振興がはかられたといわれている。なお、馬術競技の前後を飾る歌舞音楽として「田舞」や「雅樂」などが奏されるなど、天皇を中心とする節会の整備が次第にすすめられた。

一方平安時代には、民間に、菖蒲を屋根にかけたり、菖蒲の鬘を冠につけて無病息災を祈る習俗が広まった。『枕草子』には、「節は五月にしく月はなし。菖蒲・蓬などのかをりあひたる、いみじうをかし。九重の御殿の上をはじめて、いひしらぬ民のすみかまで、いかでもとわがもとにしげく葺かんと葺きわたしたる、なほいとめずらし。」と、一般民家までが菖蒲葺を行っていたことを伝えている。また、中宮の御殿では縫殿から献上された色とりどり薬玉を御帳台の柱にかけ、若い女房たちが菖蒲の櫛をさし物忌みの札をかけ、衣装にも木の枝を菖蒲の根と濃淡染めの組みひもで結びつけ飾り立てていた様が描写されている。

3) 子どもの「印地打ち」から「印地切り(菖蒲切り)」「菖蒲打ち」へ

避邪防病の節句行事は継承されつつも、平安時代末期になると、端午節には男児が左右に分かれて礫を打ち合う「印地打ち(いんじうち)」という石合戦が行われるようになる。「いんじ」とは「飛礫」¹²のこと、世界各地にみられる「石打ち」の習俗につながるものとして、すでに考古学・民俗学・国文学・歴史学など様々な分野でその事象が探究されてきている¹²。「飛礫」は大きく(1)子どもの遊びとしての石合戦、(2)祭礼・婚礼などのハ

レの行事に当たっての石打、(3)一揆・打ちこわし・騒動などの石礫 の三つに分類されるという。

5月5日に行われた石合戦については多くの史料が残されており、『洛中洛外図屏風』、『園太曆』(1355=文和4年)、『大乗院寺社雜時記』などが代表的だが、俗説として広く流布した逸話に『雨窓閑話』卷之上「織田信長吝嗇並印敷打の事」がある¹³。それによれば織田信長は「五月五日の日は休みの事なれば印地打ちの遊び」をなし、「此の印地打は古きたはむれにして、頼朝時代よりありとぞ。たとへば其の遊びは、子供東・西に立ち分かれ、石礫をもつて打合ひ、勝負を争ふ。五月五日を印地打遊びの日とす。隻法の手負人死人多きによりて、或は怒を含み、情恨を挟む者少からず。毎年毎年その戦大になりて、偏に剣を用いざる軍に同じ」と記されており、5月5日は子どもが石合戦で勝敗を競う「印地打遊びの日」として、時に多数の負傷者を出す危険な遊びであったことがわかる。その勇壮な印地打の戦いは、たとえば熱田神宮の祭礼を描いた『尾張名所図会』からも明らかであろう。

節句に石合戦をすることの意味をめぐっては諸説あり、「水辺における成人戒」、「殺伐なる年占法」「地を印して境を競うた」などとされるが、たとえば、礫にあたるのは靈性を受け邪気を祓い清めることであり、礫を投げる行為は破邪の行為であるからこそ、石投げにより男児が息災を約束されたのではないかという解釈も出されている¹⁴。

地方農村では石合戦の伝統は残されてきたようだが、江戸・京都といった都市では、寛永2(1625)年に幕府から停止の禁令が出され、代わって「菖蒲刀」で打ち合い、相手の菖蒲鉢巻を切り落とすのを勝ちとする「印地切り」「菖蒲切り」という遊びが起こった。清めと破魔の効果が付託される点で、石に代わるものとして菖蒲が合戦の道具となっていったのも理に適うことといえよう。

しかし、この「菖蒲切り」も禁じられ次第に「菖蒲打ち」という遊びが全盛になっていく。これは菖蒲で編んだ束を地に打ち付け、その音の大小によって勝負を決する遊びとされ、新潟県北蒲原郡や青森県八戸市周辺では昭和まで類似の行事が行われていた。「印地打ち」から「印地切り(菖蒲切り)」さらには「菖蒲打ち」への推移は、江戸の風俗・事物をまとめた喜多川守貞の『守貞漫稿』(天保～嘉永頃)卷27の夏の項に以下のように記されている¹⁵。すなわち、「端午ノ印地打チ止ミテ印地切ト也。正保慶安ノ頃ハ此日專ラ童ノ挑争フ。印地切モ停テ菖蒲打トナル。享保頃、大路ニ児童群衆シテ菖蒲ヲ以テ三ツ打縄ヲ製シ或ハ長棹ヲ携ヘ、行路ノ童ニ云イテ曰、シャガメゝ行童下座セザレバ拂之。後廢シテ唯吉原ノ禿ノミ行之。是寛延ノ書ニ載タリ。何ノ時ニカ是ヲモ廃ス」とあり、子どもたちが節句に群れて遊ぶ「菖蒲打」のリアルな姿が記録されている。

周知の通り、「菖蒲」の効力は子どもにもなじみ深い昔話にも広く伝えられてきた。『飯食わぬ女』では、飯を食わない女房の正体が蜘蛛などの妖怪変化であり、男はそれに追われるが、菖蒲の中に身を潜めて助かる。『蛇の婿どの』では女房が身ごもった子を堕ろす

ために菖蒲湯に入ると語られ、『三枚のお札』では、小僧が山姥に追われて逃げていき、菖蒲に身を潜めて助かる。菖蒲という植物を通した異類との交渉が5月節句の時期を舞台として強く刻まれている¹⁶。このように、5月の節句と「菖蒲」と子どもとは分かちがたく結びつきながら、「菖蒲打ち」の習俗は五節句が廃止される明治まで残されていった。

4) 武家社会における男児の生育儀礼の形成

さて、古代・中世に朝廷で公式行事とされてきた節会は、江戸時代になると武家の間にも浸透していく。1642(寛永19)年5月5日は徳川四代将軍・家綱の初節句にあたるが、「大猷院殿御実紀」には、「けふ家門諸大名より献ずる菖蒲兜を庖所へかざり。旗十五本。白旗五本。白地御紋の旗五本。家門より献ぜられし旗五本。高矢倉の前にたてらる。」とあるように、将軍家に嗣子が誕生すると幘を立て祝ったことから、武家ではそれに倣い、5月の節句に菖蒲兜や武具、家紋をした旗指物、幘や吹き流し、武将の人形を屋外に飾り、男児の立身出世が祈願されるようになった¹⁷。一方、今日一般的な鯉幘は武家に対抗した民間の風習として江戸中期より流行したものであるが、それは中国の龍門伝説の故事からきたとされる。「鯉の滝上り」の絡縁も龍門伝説から生まれた玩具である。

それが次第に、武者人形、武具、武器類は次第に屋外ではなく、室内に飾られるようになり、専門の職工が技巧を凝らした精巧な飾り物を競って製作販売するようになる。幕府はそうした華美な飾り物に対しては贅沢を戒める禁令を出す。たとえば、1648(慶安元)年4月の御触書「諸商売之部」では「一、五月節句之甲結構蒔絵梨子地金物糸類仕間敷候、縦何方よりあつらへ候共、仕間敷候、御城様え上り申候甲は不苦候事、一、小旗之儀、絹布一円仕間敷候、布木綿ハ不苦候事、一、いかにもそそふ成人形貳つ三つ有之かふとハ不苦候事」とある通り、節句の甲に結構な蒔絵を施したり梨子塗りにしたり立派な金具や糸類を使ってはならない、小旗は絹ではなく木綿で、甲の頭頂部に飾る人形は粗末なものが二つ三つ程度であればよい、と細工について細かな制限を加える¹⁸。ただし、この禁令が順守されていたとは言い難く、節句前にはこれら贅を尽くした「五月飾り」を売り出す「幘市」が立つなど、子ども向けの人形・玩具市場が成立する。『守貞漫稿』には、「今日ノ飾具足、及ビ其他武器模造ノ諸物、惣テ京阪ノ方、花美精製ヲ用フ家多ク、江戸粗製多シ。」と、江戸の飾りと京の飾りの細工の違いを比べている¹⁹。

江戸の端午節の賑わいを示す文献や絵画資料は多い。たとえば、「江戸図屏風」、「大和耕作絵抄」「絵本大和童」「貞徳狂歌集」「諸国図会年中行事」「俳諧五節句」などがよく知られているが、菱川師宣画「月次乃あそび」(1691=元禄4年)には、「かぶとをかざり家々のもんをつけてのぼりをたつる」とあるように、外幘一対、兜、武者人形が飾られている²⁰。また時代は下って『東都歳時記』(1838=天保9年)には、江戸の市中での賑やかな節句風景が描かれており、そのなかの「十軒店賈市」には幘、鐘馗旗、一本立鯉幘、吹流、青龍刀、座敷幘柱、菖蒲太刀、兜(引き廻し付)が、また「端午市井図」には外幘一対(波図、

両紋、紋小旗)，鐘馗旗(鬼小旗)，矢車付吹流，鯉幟，外幟棹(平棹五本立青龍刀付)，座敷幟平棹五本立(千成，台笠，立傘，紋旗，吹流)，兜(引廻し付)，鐘馗人形，住吉人形などが描きこまれ，飾り物の豊富な品揃えがうかがえる²¹。避邪防病のため菖蒲を軒に葺く，菖蒲酒を飲む，菖蒲湯に入るといった節句行事も廃れることなく引き継がれていく²²が，一方で，商品経済の発達に伴い存在感を高めてきた都市の富裕な町民たちを中心に，男児の誕生と無事な成長を願う生育儀礼が消費文化として確立される。この，端午節の「消費文化」化という傾向は，1873(明治6)年に五節句が廃止され端午節の行事がいったん否定されても，いつそう強まることになる。

5. 戦前における端午節と児童保護——近代的子ども観による民俗信仰の包摂——

1) 百貨店による節句行事の「消費文化」化

明治新政府は1872(明治5)年に暦制の改革をはかり，従来の太陰暦を廃止し太陽暦を採用することにした。そして同年11月に詔勅を下し，2月3日をもって1873年1月1日とすることに定めた。こうした改暦に伴い新しく祝祭日が制定されることとなり，五節句は廃止され，代わって元始祭・新年宴会・孝明天皇祭・紀元節・神武天皇祭・神嘗祭・天長節・新嘗祭の8日が祝祭日に定められ，天皇制国家の確立を通して近代化が推進されていく。その結果，旧来の節句行事は一時的に衰退するが，明治期後半の国粹主義の台頭とともに復活する。特に端午節は，日露戦争の勝利をうけ，「菖蒲」の節句は男児の「尚武」の精神を鼓舞する重要な機会として再認識されるようになる²³。ここで留意しなければならないのは，伝統習俗の復興に百貨店の商業戦略が大きく寄与している点である。

「子ども」を学術研究の対象とし，そこで得られた教育学的・心理学的・生理学的・人類学的・医学的成果をもとに，科学に立脚した国家教育の基礎を確立しようと試みた児童研究運動は，明治30年代より本格化するが，その運動を積極的に支援したのは三越百貨店である²⁴。三越は，子どもを新しい顧客層として取り込むために1908年に「小児部」を開設し，児童研究者と共同で児童用品研究を行い，専門家のお墨付きを得た新案玩具や学用品，生活用品を自社主催の文化事業である「児童博覧会」で展示して，当時勃興してきた新中間層をターゲットにした販売戦略を展開する。1909(明治42)年には第一回の「児童博覧会」が開催されるが，その趣旨は「男女児童が平常，座臥行遊に際して，片時も欠くべからざる，衣服，調度，及び娯楽器具類を，古今東西に亘りて，洽く鳩集し，又特殊の新製品をも募りて，之を公衆の前に展覽し，以て明治今日の新家庭中に清新の趣を添えんことを期するにあり」とあるように，児童研究者と共同で開発した子ども向け商品を陳列し，子ども中心の新しい家庭生活のモデルをいち早く示そうとした²⁵。

三越百貨店の広報誌「みつこしタイムス」第七巻第四号(1909=明治42年)には，紙面の上半分に兜がデザインされ下半分に第一回目となる児童博覧会の告知と「五月人形及甲冑

陳列会 四月十日より開会」の案内が掲載されている。そして児童博覧会の期間中は「五月人形の陳列」が同時に行われた。たとえば、1910(明治43)年の五月人形の陳列は、4月10日より第二回児童博覧会参考室の隣館で行い、「此一室は児童博覧会の咽喉なるを以て、何人もここに足を駐めざるは無きに、既に屡ば児童博覧会に来られし人々も、特に此陳列上を見舞はるるが多きより、さらに雑踏極まりなき博覧会場、特に此室し身動きもならぬ程の盛況にて爾來日を重ねる毎に、其景気もいよく好況を呈しつつあり。」と、わざわざ博覧会来場者の足が自然に五月人形陳列会場に向かうよう誘導している²⁶。三越の五月人形は「正札附掛値なき販売法で顧客の信用」篤く、「価格が低廉」な割に「品物が潤沢」であるため売れ行きが好調であったと自負されている通り、高級志向の強い富裕者層のプライドをくすぐる巧みな販売戦略が採られている。幟や飛び道具などセット販売の商品もあれば、鎧、兜、武具、人形は価格帯を幅広く取り一点ものとして扱っている。鯉幟の鯉には「並」と「上」があり、「並」は25銭から1円20銭まで、「上」は45銭から8円まで、また武者人形の金太郎は50銭から45円までと、子ども向けとはいえ豪華さが売り物であった²⁷。また、「児童教育に熱心な某博士」の協力を得て「丈夫太刀の歌」を創作し、「端午は男児の節句とて武勇にちなみ飾るもの（中略） 身はすこやかにそだてかし気は勇ましくなれかしと さいさき祝ふふたかどを一つに名とせし丈夫太刀 軒に菖蒲の葉をはさみとこに尚武の品を置く 此時にして此飾り實にふさわしくめでたやな」と、端午は男児の節句で尚武の品を飾って祝うべきものであり、贅沢な消費行為は子どものためであり、子どもに対する親の愛情の証しであると宣伝していった²⁸。

2) 児童保護啓蒙運動のための機会

三越は「児童博覧会」の期間中に五月人形の展示即売を行い、伝統的な節句行事を「子ども期にふさわしい」消費文化として構築し直し、親の購買意欲を高めようとする戦略を採った。「子ども」をテーマにした博覧会の開催は三越が嚆矢だが、国家レベルでは、子どもの健康増進と生活改善を進めるための博覧会が契機となって、大正以降、児童保護の啓蒙宣伝が活発化していく。こうした「子どものため」を掲げて民間の意識を鼓舞する事業をどのように展開していくか、どの時期、どの日が最もふさわしいか、試行錯誤の過程において、端午節は新たな意味が付与される。

「子ども」をテーマにした博覧会の歴史において見逃すことができないのは、内務省主催で1920年の10月24日から11月22日まで開催された「児童衛生展覧会」である。その趣旨は、衛生観念の普及により次世代の国民たる児童の保健増進に資して人口問題を解決することにあり、児童の健康を国家の資本と捉える健康報国論に基づくものであった。「児童衛生展覧会」のモデルのひとつとしては、アメリカで1916年に労働局児童局と婦人協会が中心となり3月4日から11日まで挙行された「こども週間」が想定される。その「こども週間」では、各日を「父の日」「母の日」「出産届の日」「赤ん坊の日」「学校の日」に日割

りし、一週間を挙げて児童の衛生思想を鼓吹するような展覧会・講演会・健康診断・子供行列の実施、および新聞雑誌で育児問題の記事を積極的に掲載する、子どもを無料で郊外に連れていく、赤ん坊のある家は国旗を掲げるなど、「子どもの喜びそうな、そして為になるような催し」がなされていった。²⁹

児童衛生展覧会は入場者数22万人を集めて盛況のうちに終わるのだが、その熱気も冷めやらぬ11月26日には、日本幼稚園協会が、内務省、文部省の協力を得て、「幼児の養護、教育の宣伝をし、特に『子供日』を定め世の注意を促す」ために、「全国に亘って児童保護の必要を宣伝すべく子供デーを挙行」することを評議会で決議する³⁰。こうして、日本幼稚園協会主催により、第一回「児童保護宣伝デー」が1921(大正10)年4月23日に実施されるのだが、引き続き1921(大正10)年11月には、帝国教育会が主催した全国保育者大会において、翌年の1922(大正11)年5月5日の<全国児童デー>の開催が決議され、これを日本幼稚園協会に委託する方針が出される³¹。なお、<全国児童デーに関する調査報告>によると、日本幼稚園協会7名の調査委員に嘱託し数回審議した結果、この啓蒙宣伝の名称を「児童愛護デー」とし、期日は5月5日が適当であること、大阪は5月5, 6, 7日、東京は5月4, 5, 6日の三日間を予定し、「何れも5日の意義ある日を必ず加へられるように致したい」と表明される。このように、「児童愛護」の日を意図的に5月5日の端午節に設定する動きが、先行研究で指摘された1925年よりも早い段階で見られるのである³²。

1921年に日本幼稚園協会主催による「児童愛護デー」の詳細については別稿に示した通りである³³。「児童愛護デー」では、ポスター「子ども第一、家の宝、国の宝」および標語「わが子かわいさや、ひとの子も」のビラが作製され、市内、小学校、幼稚園を通して各家庭に配布され、講演会「社会的児童愛護の稍々理論的講演」「児童愛護の一般通俗講演」が開催され、児童の無料診察室などが実施された。ここで留意したいのは、「児童愛護」のプロパガンダの手法は、先に挙げた「児童衛生展覧会」や「児童愛護デー」が原型となつて一貫して継承されていき、「将来の強兵の育成」と「母性賞揚」がより強調されていくことである。たとえば、1938(昭和13)年の5月5日に中央社会事業協会によって主催された「児童愛護週間」では、ポスター「強く正しく愛らしく」と児童愛護マーク、パンフレット『こどもの育て方』、児童愛護読本、育児カレンダーなどが作成されて頒布されたほか、児童愛護思想・児童保護施設に関する参考資料も配布された。また、ラジオ放送・新聞雑誌といったメディアを活用した趣旨宣伝が展開され、期間中は映画館・劇場に集まる観客に対し「国民精神総動員全国児童愛護週間」という字句が掲げられた。さらに、各種講演会・講習会・展覧会・映画会、母の会・妊娠婦健康相談・児童審査会・児童健康相談会・育児教養相談会・児童を対象とした保健、教養、慰安、娯楽等の為の各種の催物などが実施される³⁴。ここでいう「児童愛護」とは、子どもが「強く正しく愛らしく」産み育てられることであり、ひとえに母親に依るところが大きいからこそ、母親の責務は重く、母親は偉大で崇拜されるべき存在であると主張される。こうした「母性」によって「児童愛護」

を実現させようとする啓蒙手法は、戦後の児童福祉週間および「子どもの日」の付帯事業との類似性が示唆される。「母性」の発揚を児童問題解決の鍵とする発想は、戦前と戦後で一貫性がみられるかどうか、今後検証していく必要があろう。

6. 結果と考察

以上、日本では5月5日の端午節と子どもおよび「子どもの日」との接点はどこに見いだせるのか、その背景には子どもに対するどのような心性の変化があるかを探究するため、端午節の由来と節句行事の変遷、祝日法制定までの前史を人文・社会科学諸分野で定説とされてきた知見を整理した。加えて本研究では、三越の広報誌をもとに生育儀礼の復活を意図した市場の戦略について独自の解釈を提示し、節句にまつわる児童文化の動向を検討した。

このように「子ども観」という視点から端午節・「子どもの日」の歴史を読み替えていく作業のなかで、確認できた点と不明な点をまとめると次のようになる。すなわち、避邪防病を目的とした中国伝来の端午節の行事に子どもが登場してくるのは中世の「印地打ち」からであることは大筋で認められた。しかし、「飛礫」に関する先行研究からは、地域共同体の秩序形成において子どもに一定の役割が期待されたことは推察されたが、その詳細については資料的制約から疑問点が多く残されている。近世に入り、生命の危険を脅かすことでもあった「印地打ち」の暴力性から子どもの参加が忌避され、邪氣払いの薬効が高いとされた「菖蒲」を用いた「菖蒲切り」「菖蒲打ち」の「子どもの遊び」が定着していく過程に、「大人の世界と子どもの世界の分離」と「保護の対象としての子どもの発見」の予兆を読むこともできるが、現段階で言明することはまだ難しい。ただし、幕藩体制という行政機構が徹底されて社会生活が安定し、かつ都市化に伴い商品経済が発展していく江戸中期以降、武力を要しない武家社会の新しい人間形成のモデルを求め子どもの教育と文化に幅広い関心が高まるなかで、「遊ぶ存在としての子ども」と「消費の対象としての子ども」の発見が、端午節を飾る武具や節句人形の生産流通を促したと考えられる。そして男児の無病息災と立身出世を祈願し、生育の一段階を物質文化で「飾る」という発想は、「尚武」を鍵概念としながら、近代に登場した百貨店の顧客獲得戦略と結びつき、端午節は商業資本によって演出されるようになる。が、このとき、地域共同体で伝承してきたであろう節句行事との共存はいかに図られたのか、たとえば地方の武家や豪農の子産み・子育てに関する史料をもとにした実態把握も必要になってこよう。さらには、「児童衛生」行政、「幼稚園教育」関係者、「社会事業」の実践家によってなされた児童愛護啓蒙運動では、その実施日が端午節が事業展開の日程に組み込まれた理由は明確ではない。節句行事という伝統文化と「消費化」される子どもの生育儀礼、そして端午節を児童愛護意識を啓発する契機にしようとする行政側の意図との間には、まだ確かな関係性を見いだせてはいない。

このように細かい点で探究しなければならない課題と発掘すべき史資料は山積している。しかし端午節をめぐる通史を概観したことにより、「こどもの日」制定までの素地が形成されたおおまかな道筋を描くことができたのではないか。すなわち、東アジア圏に共有された節句の風俗文化に日本独自な形で子どもの生育儀礼が結びつき、自然の摂理に従い信仰を支えに子どもの生命を守り育てようとしてきた伝統が創られ、そこに消費文化の発展を背景に物質的な豊かさで子どもの生活を充たすことが子どもの幸福を保証するという発想が加わり、さらに国家の責任の下で子どもは法的に保護されるべきだという認識の萌芽が社会事業の整備を推し進めていったという長い道程である。さて今後は、子ども観の連續面と非連續面の歴史的解明をどのように進めていくかであるが、戦前の児童愛護のプロパガンダの主体であった社会事業家が祝日法制定において実績を残したことは先行研究によって既に明らかにされていることから、そこに注目し、祝日法制定までの審議過程および戦後直後の「こどもの日」の付帯事業を検証することで、端午節というひとつの「文化」が「児童福祉」という事業へと転換する局面にある子ども観の構造を詳らかにしたい。

アリエスが、「生、死、性、出生」の領域で立ち現われる現象は「生物学に属している」と同時に社会的な意識のあり方(mentalite)にも属し、自然に属すとともに文化に属す³⁵と述べた通り、子どもの誕生と成長・生活にまつわる事象は人間の営みを包括的に捉える複眼的な思考によつてしか迫ることができず、事象の深層にある認識のあり様は長期的時間軸のもとでようやく変化の兆候を読み取ることができる微妙なもので、かつ新しい認識の発現を促した条件や要因を因果関係で明確に説明することには多くの困難な作業を伴う。子どもという存在の社会における位置づけと意味付けを歴史的な文脈の中で問う子ども観の社会史研究は、今なお発達途上にあり方法論的に確立されているとは言い難い。しかしその問いは、子どもを通して見えてくる時代の揺らぎや子どもを捉える既存の枠組みや方法論的な限界をも見極め、子どもという視点から社会のあり方とそれを根底から支えてきた近代の知そのものを根源的に問い合わせることのできる可能性に富むものである。冒頭でも述べた通り、アリエスの問題意識を引き継ぎ豊かに蓄積されてきているChildhood Studiesの成果を参照しながら、本研究にふさわしい枠組みと方法論の構築を急ぎたいと思う。

注

1 1948(昭和23)年7月5日第002回国会本会議で「国民の祝日にに関する法律案」が可決されるまでの、衆議院・参議院での審査経過と結果の議事録は、下記の国会会議議事録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_list.cgi?SESSION=28899&SAVED RID=4&MODE=1&DTOTAL=500&DMY=5431(キーワード「国民の祝日」)より入手した。2012.12.24 閱

覧確認

- 2 こどもの日中央協議会「こどもの日」(1949)『幼児教育』第48巻 第4号 pp. 19-22
- 3 朝日新聞縮刷版1949年～1954年 5月5日の記事を参照
- 4 「世界こどもの日 (Universal Children's Day, Journée internationale des droits de l'enfant) は、1954年に国際連合が子どもたちの相互理解と福祉を増進させることを目的として制定した記念日であり、国際デーのひとつである。各国とも実施にあたり法的根拠も拘束力もなく、一般には国際連合で「児童の権利に関する宣言」(1959年)と「児童の権利に関する条約」(1989年)が採択された11月20日とする。一方、日本では「こどもの日」の5月5日をそれに当て、閣議了解に基づいて1956年(昭和31年)に実施されたが、巷間にはあまり知られていない。
- 5 Paula S. Fass eds. (2003) *Encyclopedia of Children and Childhood: In History and Society* Macmillan Library Reference, Allison James & Adrian L. James eds. (2004) *Constructing Childhood: Theory, Policy, and Social Practice* Palgrave Macmillan, Jens Qvortrup, William A. Corsaro, Michael-sebastian Honig eds. (2009) *The Palgrave Handbook of Childhood Studies* Palgrave Macmillan, the Society of The History of Childhood and Youth(2008～) *Journal of The History of Childhood and Youth* The Johns Hopkins University Press, Mary Jane Kehily eds. (2009) *An Introduction to Childhood Studies*, Open University Press
- 6 北本正章(2009)「子ども観の社会史研究における非連続と連続の問題：欧米におけるアリエス・パラダイム以降の諸学説にみる新しい子ども学の展開と構成」『教育研究（青山学院大学教育学会紀要）』53, pp. 1-41, 青山学院大学, 北本正章(2010)「「人生の諸時期」の伝統と子ども期の年齢に関する比較教育社会史的考察」『教育人間科学部紀要（青山学院大学）』(1) pp. 87-111, 北本正章(2010)「子ども学の基礎概念に関する教育認識論的考察——子ども学研究の新展開に見るカテゴリーの分布と構成」『教育研究（青山学院大学教育学会紀要）』(54) pp. 1-20
- 7 「こどもの日」市川昭作・永井憲一監修 (1997)『子どもの人権大辞典』pp. 338-339
- 8 佐々木保行(1994)「「こどもの日」の社説にみる子ども・教育・社会」『鳴門教育大学研究紀要』第9号 pp. 225-240, 船津丸有紀(2006)「子どもへの視線はどう変わったか」『古事記研究』第6号 pp. 101-120
- 9 中国の端午節については以下の邦文文献を参照した。秋田成明(1969)『中国社会風俗史』平凡社東洋文庫151, p. 196, 敦崇著 小野勝年訳『燕京歳時記 北京年中行事記』平凡社東洋文庫83, pp. 103-111, 中村喬(1988)『中国の年中行事』平凡社選書 pp. 131-160
- 10 韓国の端午節については以下の邦文文献を参照した。任東権(1969)『民俗民芸双書45 朝鮮の民俗』岩崎美術社 pp. 206-212, 張籌根著 児玉仁夫訳(2003)『韓国の歳時記』法政大学出版局 pp. 210-217, 任東権(2003)『韓日民俗文化の比較研究』岩崎美術社 pp. 354-359
- 11 日本の端午節については以下の邦文文献を参照した。有馬敏四郎(1931)『五節句の話』芸艸堂 pp. 59-98, 西角井正慶(1958)『年中行事辞典』東京堂, 『図版 日本庶民生活史 明治時代』(1962)河出書房新社 pp. 120-123, 柳田国男監修(1975)『年中行事図説』岩崎美術社 pp. 144-147, 和歌森太郎(1970)『民俗民芸双書50 民俗』岩崎美術社歳時記』p. 125, 若月紫蘭著 朝倉治彦校注(1975)『東京年中行事1』平凡社東洋文庫106, pp. 248-256, 鈴木棠三(1977)『日本年中行事辞典』角川小辞典16』角川出版, 遠藤元男 山中裕編(1981)『年中行事の歴史学』弘文堂 pp. 83-86, p245, pp. 285-287, p327, pp. 339-341, pp. 369-383, 山中裕 今井源衛編(1981)『年中行事の文芸学』弘文堂 pp. 340-350, 半澤敏郎(1990)『生活文化歳時史』第III卷 東京書籍 pp. 23-303
- 12 横井清(1970)「庶民の遊戯」芸能史研究会編『日本の古典芸能 第5 茶・花・香 寄合の芸能』

- 平凡社 pp. 243–265, 武者小路稔(1970)「古代の遊戯」芸能史研究会編『日本の古典芸能 第2 雅楽 王朝の宮廷芸能』平凡社 pp. 307–318, 中沢厚(1981)『ものと人間の文化史44 つぶて』法政大学出版局, 本田和子(1983)「時間を遡行する—近世「育児書」異聞—」『子どもの領野から』人文書院 pp. 171–173, 宮本常一「子どもの遊び」(1986)『家郷の訓』岩波文庫 pp. 136–137, 網野善彦(1986)「飛礫覚書」「中世の飛礫について」「異形の王権」平凡社 pp. 117–123, pp. 124–157, 氏家幹人(1984)「子供戦争」「江戸の少年」平凡社ライブラリー pp. 99–127, 米田潔弘(2004)「端午節とカーニバル 近世日本とイタリアの子どもの石合戦」『桐朋学園大学研究紀要 30』pp. 49–65
- 13 著者未詳「雨窓閑話」日本隨筆大成編纂委員会(1985)『日本隨筆大成 7』吉川弘文館 pp. 63–64
- 14 柳田国男(1963)「民俗暦小考」『定本 柳田国男集 第13巻』pp. 275–291, 折口信夫(1967)「民俗学よりみた五月の節句」『折口信夫全集 第15巻』中央公論社 pp. 153–160
- 15 喜多川守貞著 朝倉治彦編(1973–1974)『守貞漫稿』東京堂出版 p. 201
- 16 関敬吾編(1957)『日本の昔ばなし』岩波文庫所収
- 17 徳川実紀『大猷院殿御実紀』1642(寛永19)年5月5日 国史大系編修会編(1964)『国史大系 40 新訂増補 続徳川実紀第三篇』吉川弘文館 p. 270, 斎藤良輔(1997)『人形玩具辞典』<鯉幟><菖蒲兜><菖蒲太刀><端午の節句><幟市><幟飾り><武者人形>東京堂書店 pp. 163–164, pp. 226–267, pp. 272–274, pp. 340–344, pp. 443–446, 西沢笛敏(1957)『日本の人形と玩具』<五月人形>岩崎美術社 pp. 66–79, NHKデータ情報部編(1991)『江戸事情 ヴィジュアル百科 第1巻 生活編』雄山閣出版 pp. 36–43, pp. 74–77, 『絵図集成 近世子どもの世界 絵図編 5 社会・信仰』(1995)<四季・年中行事・五節句> 大空社 pp. 492–495, 林直輝(2004)「江戸の五月飾り」日本人形玩具学会第15号 pp. 37–46, 山田徳兵衛(1968)『日本のおもちゃ』<五月節句>芳賀書店 pp. 250–258, 龍野市立歴史文化資料館(1994)『五月節句と五月人形』pp. 69–83
- 18 高柳眞三・石井良助編(1934)『御觸書寛保集成』岩波書店 pp. 998–999
- 19 喜多川守貞著 朝倉治彦編(1973–1974)『守貞漫稿』p. 200
- 20 菱川師宣画「月次乃あそび」鱗形屋三左衛門 元禄4年(1691)刊 東京都立図書館蔵(東京誌料 5265–5)
- 21 名著研究所編(1975)『日本名所図会全集 [6] 東海道名所図会2・東都歳時記全 復刻版』名著普及会「十軒店冑市」pp. 104–105, 「端午市井図」pp. 108–109, pp. 111–112, 斎藤月岑著 朝倉治彦校注『東都歳時記 2』平凡社東洋文庫177 pp. 44–48
- 22 小野武雄(1983)『江戸の歳時風俗誌』「五月日曆」展望社 pp. 175–182
- 23 大田才次郎編 濑田貞二解説(1976)『日本児童遊戯集』平凡社東洋文庫 122
- 24 吉見俊哉(1992)『博覧会の政治学』中公新書, 神野由紀(1994)『趣味の誕生』勁草書房
- 25 三越呉服店(1909)「児童博覧会開催趣旨」『みつこしタイムス』第7巻第4号
- 26 三越呉服店(1910)「五月人形の陳列」『みつこしタイムス』第8巻第4号 p. 11
- 27 三越呉服店(1910)「五月人形の好況」『みつこしタイムス』第8巻第5号 p. 25
- 28 三越呉服店(1910)「丈夫太刀のうた」『みつこしタイムス』第8巻第5号 p. 26
- 29 内務省『児童の衛生』1921年 p. 123
- 30 「日本幼稚園協会評議会」(1920)『幼児教育』第20巻第12号 p. 426
- 31 「全国保育者大会の概況」(1921)『幼児教育』第21巻第12号 pp. 413–418
- 32 「全国児童デーに関する調査報告」(1922)『幼児教育』第22巻第3号 第3号附録 p. 1

- 33 首藤美香子「幼稚園教育と児童保護宣伝:1920-1922—交錯する視線—」(2008)『幼児教育史研究』第3号 pp. 33-48
- 34 網野武博編 柏女靈峰 新保幸男編(2007)『児童福祉文献ライブラリー シリーズ 2 第5巻 児童養護』日本図書センター pp. 55-60
- 35 Philippe Ariès(1960) *L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, Plon. フィリップ・アリエス『〈子供〉の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』杉山 光信 杉山 恵美子訳 みすず書房(1981) 「日本語版への序」p.i

すとう みかこ (子ども学部子ども学科)